

新宿区教育委員会会議録

令和4年第1回定例会

令和4年1月7日

新宿区教育委員会

## 令和4年第1回新宿区教育委員会定例会

日 時 令和4年1月7日(金)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 2時57分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	酒 井 敏 男	教育長職務代理者	星 野 洋
委 員	古 笛 恵 子	委 員	山 下 浩 一 郎
委 員	今 野 雅 裕	委 員	年 綱 和 代

説明のため出席した者の職氏名

次 長	菅 野 秀 昭	中央図書館長	中 山 浩
教育調整課長	齊 藤 正 之	教育指導課長	荒 井 亮 宏
教育支援課長	内 野 桂 子	学校運営課長	広 瀬 岳 平
統括指導主事	大 川 直 樹		

書記

教 育 調 整 課 主 査	芳 賀 祐 子	教 育 調 整 課 係 長	国 分 克 行
---------------	---------	---------------	---------

## 議事日程

### 報 告

- 1 令和3年第4回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について（次長）
- 2 その他

---

◎ 開 会

○教育長 ただいまから、令和4年新宿区教育委員会第1回定例会を開会します。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は、星野委員にお願いします。

○星野委員 かしこまりました。

---

◆ 報告1 令和3年第4回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について

○教育長 本日は議案がございませんので、事務局から報告を受けます。

報告1について説明を受け、質疑を行います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○次長 それでは、令和3年第4回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について御説明いたします。

最初に、自由民主党新宿区議会議員団です。

代表質問です。子どもたちの豊かな学びと育ちのための部活動についてという、御質問をいただきました。

質問要旨でございます。

平成30年7月に策定した「新宿区立学校における部活動ガイドライン」に基づき、令和元年度から部活動の顧問を担当できる部活動指導員の導入・活用が図られてきたところである。教員の働き方改革等の効果として、具体的にどのように教員の負担軽減につながっており、子どもたちにとってどのような好影響を及ぼしているものなのか、導入後における課題などについても伺いたい。

また、ガイドラインが整備されたことによる部活動指導員や外部指導員の質・量の両面からの充足状況はどうなっているか。学校の部活動を支える人材の確保や部活動に関する事務等を後方支援する「『(仮称)部活動支援室』を教育委員会事務局に創設することについて検討する」、とガイドラインに記述があり、令和元年度に教育支援課内に設置されたと聞いているが、その後の検討状況はどうか。

顧問の異動等があっても部活動が継続できる仕組みづくりが必要であるが、どのように取り組んでいるのか。

今日ではスポーツは楽しむものであることも強調される時代であり、そうした面での顧問や指導者の方々への働きかけは、どのようにされているのか。

スポーツ庁は、令和3年10月7日に「運動部活動の地域移行に関する検討会議」を開き、令和5年から全国で段階的に地域移行する状況下であり、自治体の中には、小学校の運動部活動を廃止し、教員が携わらない形で何らかの活動を地域や民間委託の形で行う動きも出てきている。

しかし、部活動は教員と子どものコミュニケーションや運動能力を向上させる大切な時間であり、何らかの代わる活動が望まれるが、教育委員会ではどのように取り組み、現時点での評価はどのようなものか、また、地域移行について、どのような立ち位置、工程を想定しているのか、という御質問です。

教育長答弁です。

令和元年度から部活動指導員を配置しているが、効果として「校務処理や生徒指導等をする時間が増えた」、「退校時間が早まった」、「土日に休みをとりやすくなった」という声を確認している。子どもたちにとっても、専門的指導により、生徒の部活動に対する意欲の向上、技能の向上といったプラスの効果を確認している。

一方、課題としては、安定的・継続的な人材の確保がある。

ガイドラインが整備されたことによる、部活動指導員や外部指導員の質・量における充足状況に関しては、有償ボランティアである外部指導員に引き続き支援をいただくとともに、新たに教員に代わって顧問を担うことが可能な部活動指導員を配置することとした。従来から部活動に協力いただいていた外部指導員については、各校の実情に応じて引き続き配置し、教員の異動等により専門的指導を行う顧問が不在になった部活動や、顧問を複数配置する必要がある部活動を中心に、部活動指導員の配置を進め、外部指導員、部活動指導員ともにそれぞれの特性を生かして円滑に指導を行っている。

現在、一部の部活動において部活動指導員を配置できていない状況があるため、地域のスポーツ・文化団体や大学、企業への協力を依頼しているところであり、今後も関係団体との連携を強化し、安定的な人材確保を図れるよう取組を進めていく。

部活動支援室では、豊富な指導経験のある部活動指導員等を配置し、経験の浅い部活動指導員への指導・助言、部活動指導に関する研修の企画・運営、各校との連絡調整など広く部活動を支援しているが、部活動指導員の安定的な人材確保や定着に難しさがある状況となっている。

顧問の異動等によっても部活動が継続できる仕組みづくりとして、例年、年度末の教員異動を受けて翌年度の部活動の運営体制を支援するため、各校へ需要調査を行い、早期に必要な種目等で部活動指導員を配置できるよう取り組んでいる。

「スポーツは楽しむものである」ことも強調される時代に、部活動に携わる全ての指導者が、スポーツ・文化の本質的な価値や多様性を見出し、部活動の教育的価値や意義を正しく理解するとともに、安全かつ楽しく効果的な指導が可能となるよう、今後も研修を通じて指導者を育成していけるよう取り組んでいく。

部活動を地域や民間委託の形へ移行することは、効果的な一つの方策であると認識している一方、部活動は他の生徒や教員との信頼関係を構築し、健やかな成長を促す教育的意義が高い、学校生活での大事な活動であることも十分に考慮する必要があると考えている。

検討の一環として、本年8月に部活動の地域移行について区立の小・中学校全校に調査したところ、学校との連携体制や受皿となる担い手の確保が課題として挙げられている。調査で確認できた課題への対応について、先行自治体の取組等を情報収集しながら、今後も研究を進めていく、と答弁いたしました。

次に、一般質問です。

1点目、新宿区におけるSDGsについてです。

新聞記事によれば、豊島区では、全区立小・中学校に300万円ずつ割り当て、総額1億円を予算化し、事業としてSDGsの観点から地域の課題を見つけ、住民や企業との体験学習を通して解決に向けた取組を行っている。

「食育」などの授業の中で、SDGsとの関係性などについてはどのように触れられているのか。また、授業におけるSDGsの副読本の活用状況と、豊島区の学校での取組をどう思うか、という御質問です。

次長答弁です。

区立小・中学校では、持続可能な開発目標「飢餓をゼロに」に関連して、食品ロスの問題について学んでいる。

SDGsの副読本の活用状況については、「新宿区立中学校用消費者教育副読本」が、家庭科や社会科公民的分野などの授業で活用されている。

豊島区など他の自治体の取組も参考にし、SDGsの理念の理解と学校や地域の実態に応じた学習の展開を通して、SDGsを意識した教育の推進を図り、持続可能な社会の創り手を育成していく、と答弁いたしました。

続きまして、新宿区議会公明党です。

代表質問です。新たな日常における学校のあり方についてです。

1点目、オンラインによる指導の進捗状況と、一斉休校や学級閉鎖を想定しての実施手順、オンライン授業の位置づけについて所見を伺う。

また、新宿区学力定着度調査との連携も視野に入れたデジタルドリルの活用についても、考えを聞かせていただきたい。

2点目、新たな日常における学校と保護者のコミュニケーションのあり方について、教育委員会の所見を伺う。保護者の自発性・能動性を発揮いただくための学校側の努力についても考えを聞かせていただきたい。

3点目、現在も、新宿養護学校では医療的ケア児専用通学車両の運行を2便体制とし、ヘルパーの同乗も可能とする等、対応しているところだが、2便目を利用すると学校に到着する時間が10時半を超えてしまうことや、ヘルパーの手配がつかない等の課題が存在している。医療的ケア児専用通学車両の運行の課題解決について所見を伺う。

また、胃ろうからの初期食注入について、給食での実施に向けた進捗状況も聞かせていただきたい、という御質問です。

教育長答弁です。

1点目のオンラインによる指導の進捗状況については、臨時休業や学級閉鎖になった場合には、児童・生徒の状況を確認することや家庭学習を充実させることなどについて、オンラインの環境整備を進めてきた。

学級閉鎖が発生した学校では、タブレット端末を活用し、朝の健康観察やオンラインによる指導を実施している。また、新型コロナウイルス感染症への不安等により登校を控えている児童・生徒がいる学校では、教科の特性に応じて幾つかの授業をオンラインにより指導している。

実施手順については、初めに情報セキュリティ上の留意点を保護者に通知した上で、タブレット端末のWEB会議システム等を活用し、児童・生徒の状況を把握するとともに、オンラインによる指導を行う手順を整えている。

オンラインによる指導の位置づけについて、教育委員会では、非常時となった場合に備え、同時双方向型のオンラインを活用した指導等を行うよう位置づけている。登校再開後の学習への円滑な接続に資するようオンラインを活用した指導の準備を引き続き行い、各教科等の学習内容に応じて児童・生徒への学習支援の方法を学校が選択できるよう支援していく。

新宿区学力定着度調査との連携も視野に入れたデジタルドリルの活用について、各教科における基礎的・基本的な学習内容の定着に向け、授業や家庭学習で児童・生徒が取り組み、教員は、児童・生徒一人ひとりの学習の進捗や定着状況を確認している。

これまで行ってきた新宿区学力定着度調査と、新たに導入されたデジタルドリルが連動することにより、調査結果から明らかになった苦手な問題について取り組むことが可能となり、教員は児童・生徒の調査結果やデジタルドリルの取組状況をタブレット端末で確認でき、より個に応じた指導を進めることができる。教育委員会では、新宿区学力定着度調査とデジタルドリルの連動等について、今後も研究していく。

2点目については、新たな日常において、学校と保護者のコミュニケーションの機会を確保し、学校が保護者理解を深めるためには、各校がこれまでの保護者会や学校行事の開催方法を見直し、状況に応じた柔軟な対応をしていくことが大切であると考えている。

学校では、通常の状態に近い形で保護者とコミュニケーションが取れるようになってきたが、どのような感染状況となっても、確実に保護者とコミュニケーションを取ることができるように様々な工夫をしている。

今後も対面での信頼関係の構築を大切にするとともに、学校ホームページ等を活用した個々の保護者とのコミュニケーションを取り入れるなど、新たな日常における学校と保護者のコミュニケーションの機会を確実に確保していく。

次に、保護者の自発性・能動性を高めるには、より一層、学校がホームページや学校だよりなどを通して学校の教育活動をアピールすることが必要であると考えている。各校は、各学年で子どもたちがどのように学びを深めているか、保護者が子どもたちの学びにどのように関わることができるかを、保護者に分かりやすく伝え、保護者が学校教育のどのような場面で自発性や能動性を発揮できるのかを周知していくことが必要である。

また、保護者による学校評価アンケート等を通して、保護者が教育活動に対して意見を伝えられる環境を整え、学校の教育活動の改善につなげていくことも大切である。学校が保護者からの意見を大切にし、教育活動の改善につなげることで、保護者は学校の教育活動に関わっていることを実感でき、様々な教育活動に能動的に関わっていこうとする姿勢が生まれていくと考えている。先進的な取組を行っている学校の情報を共有し、保護者が自発的・能動的に教育活動に関わり、学校に協力いただける環境づくりを進めていく。

3点目について、新宿養護学校では、医療的ケアが必要な児童・生徒の通学支援の充実を図るため、医療的ケア児専用通学車両の運行を2便体制とするとともに、認定されたヘルパ



一の同乗を可能にすることで、児童・生徒の学習機会の向上につなげることができたと認識している一方、登校時間をより早めるための工夫や、同乗者の確保が課題であると認識している。今後の利用児童・生徒数の見込みも踏まえ、さらなる充実に向けて現在、検討を進めていく。

次に、胃ろうからの初期食注入について、新宿養護学校においては、口から栄養を摂ることに困難さがある児童・生徒については、液体栄養剤または半固形化栄養剤を経管栄養として滴下または注入している。近年、食事を粒のないペースト状の初期食にして、胃ろうからシリンジで注入する方法が栄養面や食育の観点から注目されており、都でも2年間のモデル事業を経て、令和3年度から都立肢体不自由特別支援学校全校で希望する児童・生徒への初期食注入を開始している。新宿養護学校においては、今年度、都立学校3校を訪問し、実施手順等の視察を行い、教育委員会と新宿養護学校が連携しながら、ガイドラインを作成している。

今後は、12月に新宿養護学校で対象となる児童・生徒の保護者に説明会を行い、希望するご家庭との個別面談、食物アレルギーの有無、主治医からの指示書などの確認を行い、安全に実施できることが確認できた児童・生徒に対して初期食注入を開始できるよう、準備を進めていく、と答弁いたしました。

一般質問です。誰もが暮らしやすい安全・安心のまちづくりについてです。

余丁町と富久町の整備区間においては、安全面に配慮されていることは承知しているが、近年、全国で児童の登下校時の事故が絶えないことから、工事の進捗状況の変化に伴い、学童擁護員の配置の見直し等が必要であると考えるがいかがか、という御質問です。

次長答弁です。

区では、「新宿区通学路交通安全プログラム」に基づき、地域や保護者、警察、道路管理者などととともに、通学路の定期的な安全点検を実施している。

工事の進捗状況に伴う余丁町小学校と富久小学校の通学路への対応については、環状第4号線開通後の交通量等を踏まえ、安全対策を図っていくこととしている。学校における児童への安全指導については、道路環境の変化に応じ、交通安全教育に加え、担任等による交通安全指導を充実させていく。また、学童擁護員の配置の見直しについても、学校からの要望等を踏まえて検討していく、と答弁いたしました。

続きまして、立憲民主党・無所属クラブです。

代表質問です。令和4年度の予算編成と今後の区政課題についてです。

1点目、近年、再開発等によるタワーマンションの建設が増加したことなどにより本区内の一部地域では児童数が大幅に増加し、また、一学級35人編制の実施が進む中で、教室数が不足する小学校が見込まれている。

今後、再開発等により地域の環境が変化し、仮校舎の建設や通学区域の見直し、再編を早急に検討しなければならないが、考えを聞かせていただきたい。

2点目、教員の負担軽減、子どもの貧困問題、食育というような観点から、学校給食費の無償化を要望してきているが、幾つかの会派からも同様の要望が上がっており、昨今、学校給食費の無償化を進める自治体が増えている。

本区としては、「国の動向について注視する」というものであるが、関係機関へ積極的に働きかけるべきと思うが、いかがか。

3点目、学校給食に有機農産物を使用することは、学校給食の目標や環境保護、地産地消、食べ残し、フードロスといった倫理的消費を考える、とてもよい機会ではないか。

給食の食材全てを有機農産物に、ということは、量や価格の面において難しい問題もあるので、段階的に有機農産物を使用し、今後の食の安全性について検討していただきたいと思うが、いかがか。

教育長答弁です。

1点目については、大規模マンション等の建設が予定されている地域については、再開発に関する情報を関係部署と共有し、児童・生徒数を予測している。そうした地域内で普通教室が不足する見込みの学校については、既存校舎の内部改修工事を前提としながら、増改築工事等様々な対策を検討しているところである。

2点目については、給食費の無償化は法改正や必要な財源措置など、国が方向性を定めるものと考えており、現段階で国は給食費の無償化を実施する考えはないことから、関係機関へ積極的に働きかける考えはない。

3点目については、日々の給食食材に有機農産物を取り入れることは、価格や仕入れの面から、全校で一斉に実施することは難しいと考えている。農薬が健康に与える影響については、食品安全委員会が評価し、この結果等を基に厚生労働省や農林水産省が農薬の基準値や使用基準の設定を行い、規制を行っている。また、遺伝子組換え食品についても、食品安全委員会が安全性の評価を行い、安全に問題がないと判断された食品のみが流通している。したがって、給食食材については、安全性に問題がないと判断された食材を購入し、今後も引き続き安全な給食を提供していく、と答弁いたしました。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種と今後の施策についてです。

区立小・中学校には、全校に検温器が設置されているが、幼稚園は一部の園にしか設置されていない。未設置の園にも設置し、子どもたちの健康管理に役立てるべきと思うが、という御質問です。

教育長答弁です。

区立幼稚園では、全14園に対して意向を確認し、希望があった5園に非接触型検温器を設置している。今までは、家庭で検温することから、希望する5園のみに設置していたが、外部の方も来園することから、今後、残りの9園についても、非接触型検温器の導入を検討していく、と答弁いたしました。

続きまして、一般質問で、がん対策についてです。

新宿区においても、教員に対するがん教育の意義の理解促進、外部講師の活用体制の整備、教員及び外部講師に対する指導上の留意点等の周知を図ることが重要と考えるが、区の小・中学校における取組、考え方を伺う。

次長答弁です。

令和3年度より全面実施となっている中学校学習指導要領では、がん教育を保健体育科保健分野に位置づけ、第2学年で取り扱うものとされており、本区においては令和2年度の段階で、既に全中学校でがん教育を実施している。

教育委員会では、これまでも計画的にがん教育の推進を図っており、教員を対象として、保健主任会で東京女子医科大学がんセンターの医師を講師とした研修を行った。

今後も、国が策定したがん対策推進基本計画にある外部講師等の積極的な活用体制について、整備を図っていくことができるよう準備を進めていく、と答弁いたしました。

一般質問の2つ目、コロナ禍における不登校対策についての御質問です。

1点目、文部科学省は、本年10月13日、2020年度の問題行動・不登校調査を公表した。年間30日以上欠席した「不登校」とみなされた小・中学生は、前年度より1万5,000人、8.2%増の19万6,127人と過去最多だったことがこの調査で分かった。

今回の調査を分析する「不登校に関する調査研究協力者会議」では、不登校になるまで相談しない子どもが約4割を占めた点について、「相談先が分からないことなどから支援につながっておらず、相談窓口を周知し、積極的に支援に乗り出す必要がある」と結論付けた。

コロナ禍という特殊な事情ゆえの不登校児童・生徒の増加を受け、相談体制の強化などが求められているが、どのような対策を講じるつもりか、という御質問です。

2点目、「GIGAスクール構想」で配付された情報端末などを使い、自宅でオンラインにより学ぶことも可能となり、不登校児童・生徒に対する有効な学習支援策にもなりうるものとするが、そうした活用方法などについての見解を聞かせていただきたい。

3点目、フリースクールとの連携の重要性が語られているが、こうした取組がどの程度まで進んでいるか。

4点目、先日、「つくし教室」を見たが、教室の不足についての説明があった。早急に環境改善が必要と考えるがいかがか、という御質問です。

次長答弁です。

1点目については、相談員とオンライン上で話すことのできる厚生労働省所管の「子どものためのチャット相談」の紹介を、区ホームページや区立学校の全児童・生徒に配付するリーフレットに掲載するなど、対面や口頭での相談が難しい児童・生徒も安心して相談できる窓口に繋がる取組を進めている。

今後、不登校の要因や背景によっては、福祉、保健、医療等との連携も一層重要となることから、学校問題支援室を中心に関係機関とのネットワークを活かし、相談体制の強化を図ることで、誰一人取り残さない支援の充実に取り組んでいく。

2点目については、教育委員会では、これまでデジタルドリルや協働学習支援ツール等によるオンラインによる指導についての環境整備を進めてきた。不登校児童・生徒や新型コロナウイルス感染症への不安により登校を控えている児童・生徒がいる学校では、従前のプリント等による学習に加え、教科等の特性に応じてオンラインにより指導するなど対応している。今後も、1人1台のタブレット端末を活用した取組を推進するとともに、各校で取り組んでいるタブレット端末の特色を生かした実践事例を共有し、不登校児童・生徒への適切な支援を推進していく。

3点目については、本年9月には、多様な教育機会検討委員会において、フリースクールの職員を3名招聘し、情報交換を行い、フリースクールにおける児童・生徒への支援方針やカリキュラムの内容について共有するとともに、学校との連携について協議した。今後も、不登校児童・生徒への支援については、学校に登校するという結果のみを目標とするのではなく、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて社会的に自立することを目指し、適切な支援を行うために民間施設との連携を含め、多様な教育機会について検討していく。

4点目については、不登校児童・生徒の増加に伴い、「つくし教室」を利用する児童・生徒の増加も予測される場所だが、教育センター内の施設を十分に活用することで、ソーシ

ャルディスタンスを考慮しながら、児童・生徒が安心して学べる環境を確保できるものと考えている、と答弁いたしました。

一般質問の3つ目、児童・生徒間のネットを使ったいじめ対策についての御質問です。

小・中学生への情報端末一人1台の配備により、子どもたち同士がネットでやり取りする機会が増えたことが要因の一つとされ、町田市では、こうした端末に悪口が書き込まれたことで、子どもが命を落とす事案も残念ながら起きています。ネットいじめの低年齢化も課題であり、これまで以上にネットリテラシーに関する教育が必要である。ネットを使ったいじめ対策をどのように講じていくのか。

また、大阪市などでは、配備されたタブレットで教職員にいじめなどの相談ができる機能を導入し、児童・生徒がSOSを出しやすい環境を整えていくとのこと。様々な相談にも活用でき、対面で言い出しにくい子どもたちの相談の糸口となると期待されている。こうした端末機器の活用について、どのように考えているか、という御質問です。

次長答弁です。

これまで、インターネット上のいじめの未然防止や初期対応が適切に行えるよう、教員に対し、夏季集中研修や管理職研修を実施した。また、全区立小・中学校で情報モラル教室の出前授業を実施し、情報モラル教育を推進してきた。さらに、スマートフォンなどを使わない時間帯を決めることや、メッセージの送信前に内容を読み返すことなど、各学校で児童・生徒が作成している「SNS学校ルール」を確認し、児童・生徒自身がインターネットを使用する際のルールについて考えていくことを推進している。今後も、児童・生徒がインターネットの適切な利用について自ら考え、ルールを守っていこうとする態度を育むことができるよう、インターネット上のいじめ対策を徹底していく。

次に、子どもたちの相談の糸口となるような端末機器の活用について、現在、タブレット端末において、児童・生徒が意見を発信する機能については、教員の管理下であることを原則としている。したがって、児童・生徒のメール機能等については、使用することができない設定となっている。児童・生徒に対して、不安や悩みがある時に、一人で悩まず相談することができるよう、新宿子どもホットラインや警視庁ヤングテレホンコーナー等の電話相談や、東京都教育相談センターのSNSを活用した相談窓口を案内している。日々の教員の観察やアンケートなどから、いじめの未然防止・早期発見に向けた取組を行うとともに、各相談機関と連携しながら、児童・生徒がSOSを出しやすい環境を整えていく、と答弁いたしました。

続きまして、ちいさき声をすくいあげる会です。

新宿区民の個人情報を守ることについての御質問です。

1点目、令和2年度・第7回新宿区情報公開・個人情報保護審議会において、GIGAスクール構想実現のための教育用システムに係る外部結合等について諮問がなされ、承認された。その際、複数の委員より問題点が指摘され、1名の委員は不承認としているが、指摘された問題点や懸念材料はどのようなものであったか、指摘事項についてどのように改善して以降の審議会で報告がなされたのか。規約上は可能となっている広告、アンケート取得等についてどのような対応となっているのか。

個人情報の利用範囲や第三者提供の可能性について、保護者への説明はどのように行われているのか、同意をもらっているのか。児童・生徒のデータはいつまで保管されるのか、削除される場合、削除されたことについてどのように確認するのか、という御質問です。

2点目、国において教育データ活用ロードマップの策定がなされようとしており、デジタル庁・総務省・文部科学省・経済産業省などの資料によれば、幼児期から生涯にわたり教育データを蓄積し、活用を図ろうとしている。GIGAスクール構想では、収集するデータは、氏名・性別・学校名・学年・学級・ユーザーID・学習履歴・学習成果物に限られるが、ロードマップにおいては、行政データ、校外学習記録、成績表や内申書などの校務データ、さらには医療情報や生活情報なども想定され、収集される情報の質・量ともに現在とは比べ物にならない状況になるにもかかわらず、法改正により、個人情報保護制度の全国標準化が図られる。

この度のGIGAスクールについての外部結合については、審議会における議論があったからこそ、課題が浮き彫りとなり改善が図られたが、改正法が施行されるとオンライン結合の制限は認められず審議会のチェックが無くなるが、どのように情報の保護や適切な利用などの安全性を確保するのか、という御質問です。

教育長答弁です。

1点目については、令和2年度・第7回新宿区情報公開・個人情報保護審議会にて、クラウド上の各サービスを利用するにあたり、個人情報の利用範囲や第三者への提供の可能性を各クラウドサービス提供事業者の利用規約に照らし合わせ、整理・確認をする必要性などについて指摘いただいた。各サービスの利用規約に基づき、個人情報の収集、利用、保管、提供、廃棄の対応について整理・確認を行った。具体的には、業務に関連しない目的で利用及び第三者提供を行わない旨を書面で確認した。また、収集できる個人情報の範囲、保管及び

廃棄については対応を明確化し、令和2年度・第9回同審議会において報告した。広告やアンケート取得については、委託事業者から業務に関連しない目的では利用しない旨を書面において確認し、同審議会で報告している。

個人情報の利用範囲等に関する保護者への説明と同意については、クラウドサービスの利用に係る個人情報の外部提供については教育目的に限った利用であり、同審議会の承認を得ているため、保護者から個別の同意を得る必要はないものである。

なお、保護者に対しては、児童・生徒の個人情報の取扱い等を説明するため、クラウドサービスを利用することや、委託事業者に提供する個人情報の管理について記載した文書を学校経由で配付し、周知した。

G I G Aスクール事業における児童・生徒のデータの保管及び削除について、クラウドサービス利用に伴う児童・生徒のデータの保管は、それぞれの学校に在籍する期間のみとなる。また、児童・生徒が卒業、転出した場合は、個人情報保護の観点に基づき、教育委員会から委託事業者へ個人情報を削除する旨を伝え、削除作業終了後は、委託事業者から文書での報告をもって確認することとしている。

2点目については、国が関係省庁間で「誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学べる社会」の実現を掲げ、教育データの利活用に向けたロードマップの策定に着手している。

様々な教育データを集約・連結する仕組みや標準モデル等については、今後、具体的な検討が進むものと考えている。現時点では、教育委員会との関わり方が詳細に示されていないが、教育委員会から国に提供する情報の適正な利活用、検討状況を注視していくとともに、適切に対応していく、と答弁いたしました。

続きまして、スタートアップ新宿です。ICTについての御質問です。

前回の定例会で、オンラインでの学校の欠席連絡について伺ったが、その後対応いただいているのか。ある学校の保護者から、まだ対応されていないと連絡をいただいている。システム導入には移行期間が必要であることは理解しているが、少し時間がかかっているような気がする。まだ対応していない学校があれば、個別に周知を行っていただけないか。千代田区などでは、学校と保護者との連絡をスマートフォンのアプリ上で完結できるようになった。既存の学校情報システムにとらわれず、導入を検討すべきではないか。

学校の欠席連絡のオンライン化は全ての学校で対応するという点で間違いはないか。前回からの進捗があれば教えて欲しい。

また、アプリの利用はスマートフォンとの相性も良いため、検討すべきだと考えるが、いかがか、という御質問です。

教育長答弁です。

学校の欠席連絡のオンライン化については、新宿養護学校を除く全ての学校が「導入済」または「導入予定」ということを確認している。進捗状況については、欠席届のオンライン化を導入している学校は、令和3年11月末時点で小学校が29校中26校、中学校が10校中6校となっている。未導入の学校については、ホームページ上の構築及び校内体制の整備、保護者への周知等において準備を進めている状況である。教育委員会では、未導入の学校に対して、引き続き支援していく。

次に、学校と保護者との連絡における、アプリ等の外部サービスの導入については、学校への欠席連絡を含め、アプリの専門的機能を活用し、学校情報の配信及び収集を行うことができるものと認識している。学校ホームページを利用して欠席連絡のオンライン化に取り組んでいるところだが、アプリ等の導入については、今後も引き続き研究していく、と答弁いたしました。

○教育長 説明が終わりました。

報告1について、御意見、御質問のある方はお願いいたします。

○山下委員 1点だけ、質問させてください。

コロナ禍で不登校が増えたという話を随分聞いていますが、その結果、指導方法について、学校側の対応は変わったのでしょうか。今までどおりなのか、オンラインを使って随分変わったという形なのか教えてください。

○教育指導課長 指導方法が変わったかということに関しては、全く従来どおり、ということではありません。タブレット端末が配備されたので、オンラインによる指導というものは、個別に状況を見ながらということにはなりますが、一定程度進んできているという状況でございます。

○山下委員 分かりました。ありがとうございます。

○今野委員 質問というほどではありませんが、部活動の地域移行について少し問題意識を持ちましたのでお話ししたいと思います。学校が忙しいので、学習指導要領の根幹的なところではないところはなるべく学校から外したらどうかという話は以前からありました。たしか20年前の学習指導要領改訂時の、生きる力の育成のときでしたけれども、学校5日制の導入に関わって、その際、学校スリム化ということが随分議論されて、部活動も社会体育の中で



行ったほうが良いという議論もあったのですが、結局なかなか体制が整わずに今に至っています。今度は、働き方改革で、教員の過重な負担を軽減させる必要があるということで、また、問題になってきています。

質問内容からしても、文部科学省というよりスポーツ庁でしょうか、徐々に地域スポーツに移行したほうが良いのではないかと、という方向のようではございますけれども、現在の施策としては、外部の専門家を体育部活動の指導員とすることで非常に効果があるので、当面そういう形で負担軽減が図られていくと思いますが、個人的には、教員のことを考えると、部活動はそろそろ学校から外に出すということ、本格的に考える時期ではないかと思っております。子どもからすれば、学校という身近なところで様々な活動ができる部活動には、それなりの教育的な意義があると言われておりますし、評価できる面ももちろんありますが、時間的な負担と、特に、専門性がないのにいろいろなスポーツ活動などの指導をしたり、担当したりすることも教員にとっては負担だと思っております。答弁にもあるように、なかなか地域スポーツの体制が整っていないということで難しいわけで、もし、本格的にその部活動を学校から外に出すのが適当だと考えるとすると、地域のスポーツクラブの育成や連携ということ、特に新宿区の場合には、社会スポーツ、生涯スポーツは区長部局が所管しているもので、地域の体制づくりをして欲しいということ、教育委員会から積極的に働きかけて連携していかなければならないのかなと思っております。当面は指導員の対応でいいのではないかと思っておりますが、そろそろ議論していく必要があるかと思っておりますので、申し上げます。

○教育支援課長 部活動の地域への移行について、教育委員会では、令和元年度から内部で検討を始めているところでございます。

今野委員の御指摘のとおり、部活動を地域に移行する意義や効果についても検討してきたところでありますが、課題としては、どのような団体に継続的に安定的にお願いしていけるのかということと、現在、部活動の顧問は、会計年度任用職員の部活動指導員であれば顧問になり得ますが、委託という形では認められていませんので、そのあたりの整理もつかないと、なかなか難しいところがあります。

また、学校における教育活動の連携というところで完全に切り離していいものか、という議論についても慎重に考える必要がありまして、その点について、今年度、全校にアンケート調査を行ったところ、学校側もそこは慎重に考えていきたいという意見が大勢を占めているところでございます。

この問題については、区長部局の地域振興部と連携していく必要がありますので、これま

での間、情報共有を図ってまいりまして、生涯学習スポーツ課が所管をしております、「スポーツ環境会議」という、地域の体育関係団体の方も参加する会議があり、その中で部活動の地域移行についても議題として出させていただいております。今後も、地域で子どもたちの部活動を担えるような団体があるのか、また、育成していけるのかといったところの課題共有を図りながら、区長部局と一緒に検討を進めていく予定で考えております。

○**教育長** 地域文化スポーツクラブがつくられたと思いますが、現状はどのような状況ですか。

○**教育支援課長** 現在も活動されておりますが、生徒の部活動の指導まではなかなか難しい、というのが実情のようです。バスケットボールだったりバレーボールだったり、それぞれの活動はされているのですが、中学校の部活動で指導していただけるかということ、そこはまた別問題ということで、責任を持ってしっかり指導するとなると、そこは慎重に考えたい、というようなお話はいただいております。

○**教育長** スポーツではなくて文化系では、お茶、お花、それからお琴など、そういう指導は、地域の人に来てもらっているところは結構ありますよね。地域センターで和室を使って、お茶の教室に子どもたちが参加しているということはよくあります。

オーストラリアに子どもたち連れていったことがあります、オーストラリアは学校にスポーツの部活動というのがありません。地域にスポーツ施設があって、学校の施設を使わず、地域のスポーツクラブに子どもたちも入れるし、大人も入れる。10代から60代までがクラブの中にいるような形です。日本では、なかなかそういった施設はありませんが、葛飾区では、学校でのプールを一切やめて、地元のスポーツクラブのプール施設を利用し、水泳指導も任せられるような話も上がってきています。委託という形になりますので、今後の課題でしょうか。

○**山下委員** 可能性はかなり低い気がします。文化系ですと年配の方でも教えられますが、スポーツを若い方が教えるとなると、その方の仕事もありますので。

○**教育長** 子どもの授業が終わった、午後4時とか5時にスポーツを教えに来れる人が地元にいるかということ、大変ですね。

○**山下委員** 私は、中学の時にバスケットボールの部活で、地域の方に指導してもらっていたのですが、町役場の人が午後5時きっかりに仕事を終えて来てくれる、という特別な環境がありました。仕事を持っている方だと、時間の調整をするのはなかなか難しいかもしれません。

○**年綱委員** 地域スポーツ文化事業の中で、スポーツは小学生を対象に盛んに行われて浸透していると思いますが、それは土日の活動です。中学生の部活動として、ある程度しっかりし

た指導をするためには、毎日、あるいは1日置きに練習をする必要があると思いますので、その点では厳しいですね。学校の先生に頼むにしても、専門の先生はなかなかいらっしゃらないので、担当した先生次第で部活が強くなるという、そういう状況なのかなと思います。

○教育支援課長 土日の活動では、例えば渋谷区がボーリングや、ボッチャ等、いくつかメニューを出して、そこに参加したい中学生を受け入れるというような例があるので、そうした形態でしたら、やりやすいのかと思いますが、中学校の部活動でしっかり指導して大会を目指す、というようなことになるとなかなかハードルが高く、年綱委員の御指摘のとおりだと思います。

○年綱委員 新宿区内の中学校で、私も部活をやっていましたけれど、区内の公立・私立でスポーツの試合や交流会をすることも大切ですし、他区の学校と交流することも、とても大切なので、その指導者というのは今後も大きな課題になるかもしれません。

○教育支援課長 学校の先生にお話を伺うと、専門外の指導であったり、土日の指導の負担が大きいというところがありまして、部活動に力を入れたいという先生方も当然いらっしゃいますが、できることでしたら、土日だけでも外部に委ねることができればというところです。平日は先生に見てもらって、うまく学校と連携しながら外部にも協力をお願いする、効果的に指導ができるような体制づくりから進めていくのが現実的なのかなと考えているところです。

○教育長 他に御意見、御質問等ございますでしょうか。

○星野委員 がん対策、がん教育についてですけれども、がん教育の三本柱という、がんそのものの教育、がんサバイバル、要するにがんとの共存ですね。あとはがんの予防。がんとの共存に関しては道徳的要素が強く、小学校で教えていただいていると思いますが、がんの予防に関しては、生活習慣以外でがん予防ができるものというのは、B型肝炎のワクチンとHPVワクチンの2つだけで、教育委員会に関係するのがHPVワクチンですけれども、不幸にして、今の中学校の教科書がつくられた時代及び我々が採択した頃というのは、積極的勧奨がされていない時代で、教科書もそうした時代背景に即した内容でしかできていません。

4月からは、新宿区も対象者全員に予診票を配るという体制になりますので、その辺りを進めていくにあたって、せっかく外部講師を呼んで授業を行うのであれば、その先生にぜひ教科書に載っていない部分を補うような授業をやっていただけたらと思います。

○教育長 他に御意見、御質問等ございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 他に御意見、御質問がなければ、報告1の質疑を終了します。

---

◆ 報告2 その他

○教育長 次に、報告2、その他ですが、事務局から報告事項がありますか。

○教育調整課長 特にございません。

---

◎ 閉 会

○教育長 以上で報告事項を終了し、本日の教育委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

---

午後 2時57分閉会